

第1章 総説

第1節 学校安全の定義

学校安全は、学校保健、学校給食とともに学校健康教育の3領域の1つであり、それぞれが独自の機能を担いつつ、相互に関連を図りながら、児童生徒等の健康や安全を確保するとともに、生涯にわたり、自らの心身の健康を育み、安全を確保することのできる基礎的な素養を育成していくために一体的に取り組まれている。また、課題によっては、生徒指導、情報モラルの育成など様々な分野との連携も必要となる。

学校安全の活動は、

- 児童生徒等が自らの行動や外部環境に存在する様々な危険を制御して、自ら安全に行動したり、他の人や社会の安全のために貢献したりできるようにすることを目指す安全教育
- 児童生徒等を取り巻く環境を安全に整えることを目指す安全管理
- 両者の活動を円滑に進めるための組織活動

という3つの主要な活動から構成されている。

その際、安全教育と安全管理は学校安全の両輪とされ、相互に関連付けて組織的に行う必要がある。また、校内組織、家庭・地域社会と連携を図る組織などの活動との関連付けも図るべきである。

1 安全教育

学校における安全教育は、児童生徒等自身に、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を育成することを目指して行われるものである。

また、安全に配慮しつつ、児童生徒等が危険な状況を知らせたり簡単な安全点検に関わる体験活動に取り組んだりすることは、安全教育の観点から重要であるとともに、児童生徒等独自の視点や協力により安全管理の取組が充実することにもつながると考えられる。

2 安全管理

学校における安全管理は、事故の要因となる学校環境や児童生徒等の学校生活等における行動の危険を早期に発見し、それらを速やかに除去するとともに、万が一、事故等が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図ることを目指して行われるものである。

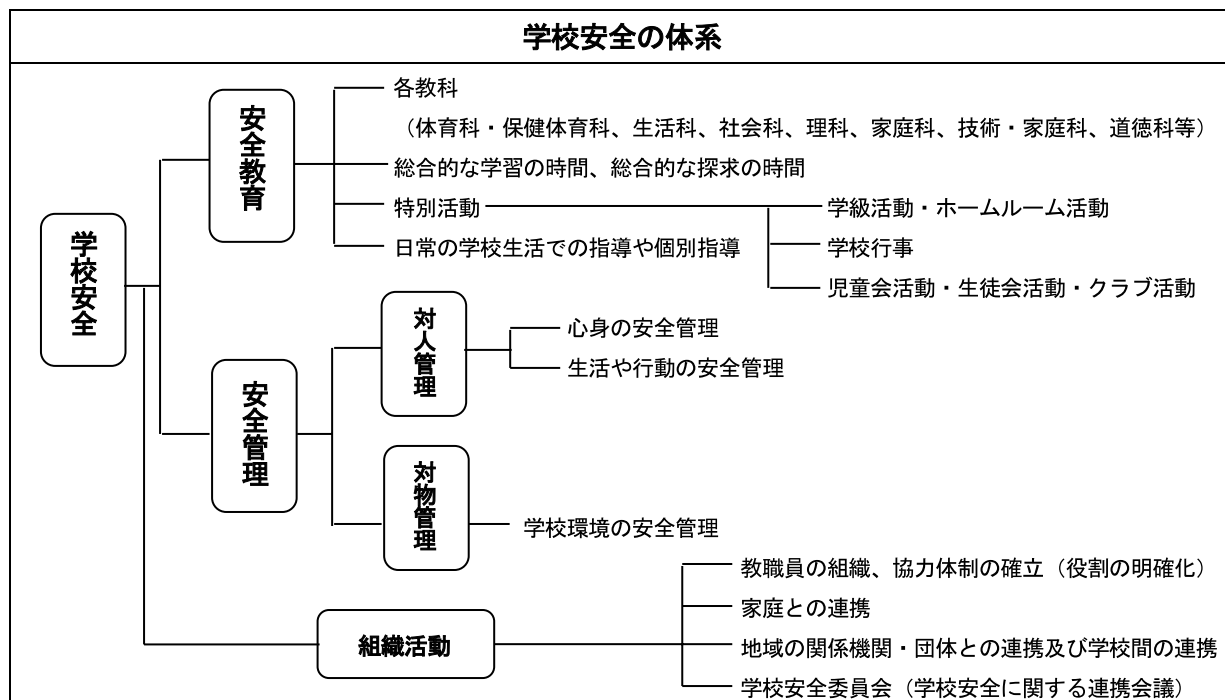
安全管理は、

- 児童生徒等の心身状態の管理及び様々な生活や行動の管理からなる対人管理
- 学校の環境の管理である対物管理

から構成される。

3 組織活動 参照 P144

安全教育や安全管理は、内容、対象となる場、行われる機会などが多様であることから、安全教育と安全管理を効果的に進めるためには、校内で組織的に取り組む体制を構築するとともに、教職員の研修や家庭及び地域社会との密接な連携など、学校安全に関する組織活動を円滑に進めることが極めて重要である。



4 学校安全の3領域

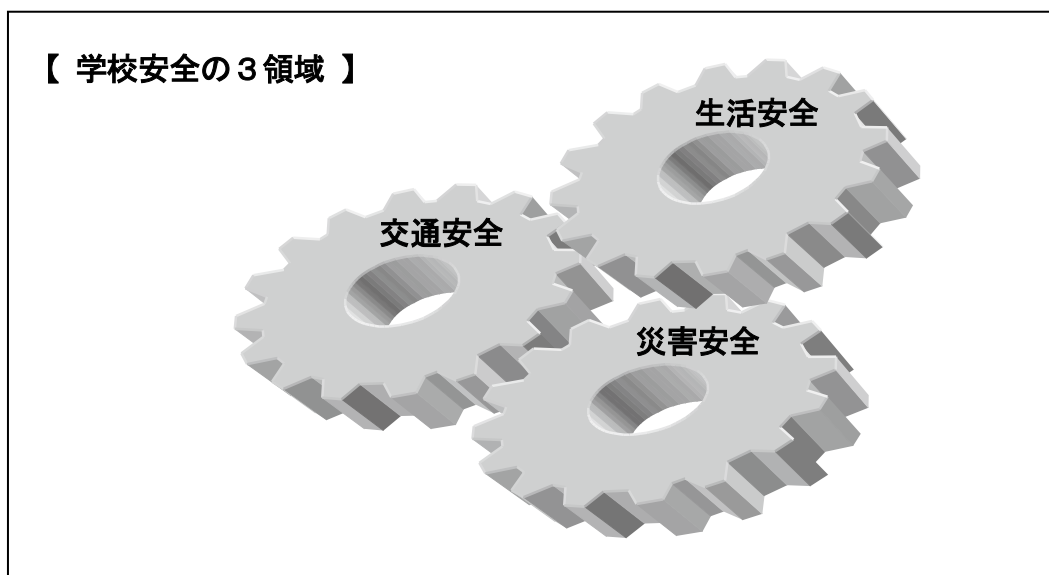
学校安全の領域としては「生活安全」「交通安全」「災害安全(防災と同義)」の3つの領域が挙げられる。

- 「生活安全」：学校・家庭など日常生活で起こる事件・事故災害を取り扱う。誘拐や傷害などの犯罪被害防止も含まれる。
- 「交通安全」：様々な交通場面における危険と安全、事故防止が含まれる。
- 「災害安全」：地震・津波災害、火山災害、風水(雪)害等の自然災害に加え、火災や原子力災害も含まれる。

加えて、近年、スマートフォンやSNSの普及など児童生徒等を取り巻く環境の変化や学校を標的とした新たな危機事象も懸念されている。学校を取り巻く危機事象は、時代や社会の変化に伴って変わっていくものであり、従来想定されなかった新たな危機事象の出現などに応じて、学校安全の在り方を柔軟に見直していくことが必要である。

なお、水泳事故、学校給食における食中毒・アレルギー事故の詳細、薬物乱用、児童生徒等間暴力の防止や解決及び学校環境の衛生等については、学校体育、学校給食、学校保健、生徒指導等の関連領域で取り扱うことが適切であると考えられることから、本指針では詳細には取

り扱わない。ただし、事故等への対応の基本的な考え方は共通するところも多いことから、危機管理マニュアルに記載して同様に対応することも考えられる。また、事故等を防ぐとともに、発生時の被害を最小限にするためには、必要に応じて学校保健や生徒指導等の関連領域と連携し、学校安全における「生活安全」「交通安全」「災害安全」の各領域を通じて、安全教育と安全管理に関する活動を充実させる必要がある。



第2節 学校安全計画の作成

資料 P156～P168

学校安全計画は、学校保健安全法第27条により、全ての学校で策定・実施が義務付けられているものであり、安全教育の各種計画に盛り込まれる内容と安全管理の内容とを関連させ、統合し、全体的な立場から、年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画である。

学校安全計画は、①安全管理そのものの計画的、合理的かつ円滑な実施のために必要であること、②安全教育の目標や各教科等において年間を通じて指導すべき内容を整理して位置付けることにより、系統的・体系的な安全教育を計画的に実施するために必要であること、③安全教育、安全管理、組織活動と調整を図り、一体的かつ効果的に実施するために必要であること等の趣旨を踏まえて立案する。

また、学校安全計画には、少なくとも、①学校の施設及び設備の安全点検、②児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、③職員の研修に関する事項を盛り込むことが必要である。(学校保健安全法第27条)

1 学校安全計画の内容【必須の記載事項】

1 安全教育に関する事項

- (1) 学年別・月別の関連教科等における安全に関する指導事項
- (2) 学年別・月別の指導事項
 - ① 特別活動における指導事項
 - ・ 学級（ホームルーム）活動における指導事項
（生活安全、交通安全、災害安全の内容についての題材名等）
 - ・ 学校行事（避難訓練、交通安全教室などの安全に関する行事）における指導事項
 - ・ 部活動等での安全に関して予想される活動に関する指導事項
 - ② 課外における指導事項
 - ③ 個別指導に関する事項
- (3) その他必要な事項

2 安全管理に関する事項

(1) 生活安全

- ・ 施設・設備、器具・用具等の安全点検
- ・ 各教科等、部活動、休み時間その他における学校生活の安全のきまり・約束等の設定、安全を確保するための方法等に関する事項
- ・ 生活安全に関する意識や行動、事件・事故の発生状況等の調査
- ・ 校内及び地域における誘拐や傷害などの犯罪被害防止対策及び緊急通報等の体制に関する事項
- ・ その他必要な事項

(2) 交通安全

- ・ 自転車、二輪車、自動車（定時制高校の場合）の使用に関するきまりの設定
- ・ 交通安全に関する意識や行動、交通事故の発生状況等の調査
- ・ その他必要な事項

(3) 災害安全

- ・ 防災のための組織づくり、連絡方法の設定
- ・ 避難場所、避難経路の設定と点検・確保
- ・ 防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定
- ・ 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査
- ・ その他必要な事項
- ※ 災害安全では、自然災害以外の火災や原子力災害なども取り上げること。
- ※ 危機管理マニュアルの整備に関する事項については、不審者の侵入事件や防災をはじめ各学校の実情に応じて取り上げること。

(4) 通学の安全

- ・ 通学路の設定と安全点検
- ・ 通学に関する安全のきまり・約束等の設定
- ※ 交通安全の観点や、誘拐や傷害などの犯罪被害防止という生活安全の観点、災害発生時の災害安全の観点を考慮すること。

3 安全に関する職員研修等の組織活動

- ・ 家庭、地域社会との連携を密にするための地域学校安全委員会等の開催
- ・ 安全教育、応急手当、防犯・防災等に関する危機管理マニュアル等に関する校内研修事項
- ・ 保護者対象の安全に関する啓発事項
- ・ 家庭、地域社会と連携した防犯、防災、交通安全などに関する具体的な活動
- ・ その他必要な事項

2 学校安全計画の策定・実施にあたって

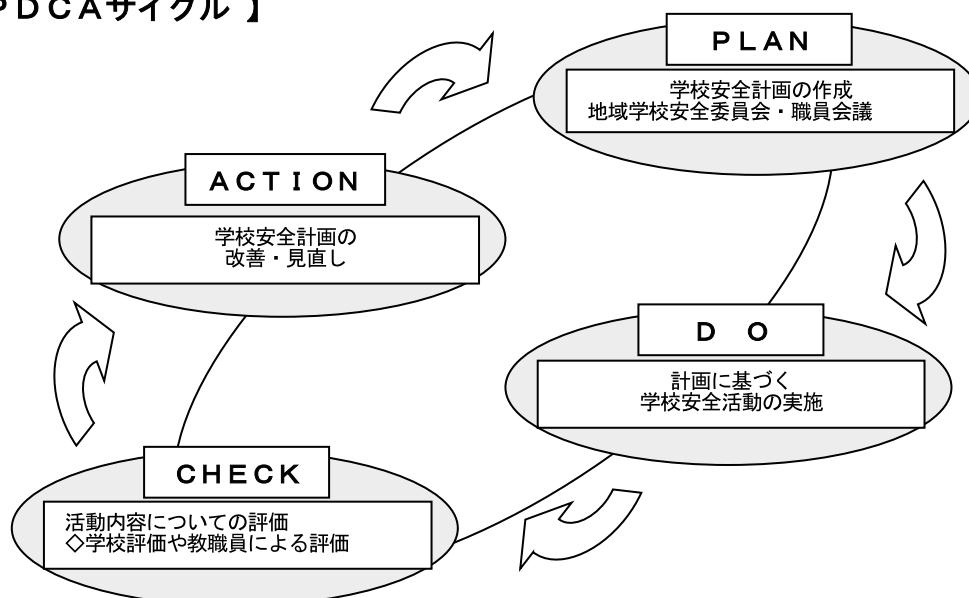
学校安全の取組については、全ての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組を全教職員で役割分担しながら総合的に進めることが求められていることから、学校安全計画の策定の過程から、各学校の学校安全の運営方針や指導の重点事項、取組のねらい・内容等について全教職員の共通理解が図られるよう配慮するとともに、役割分担を明確にしつつ体制を整え、計画に基づく取組を進めていくことが重要である。さらに、保護者や関係機関・関係団体等と連携協力を図ることが重要であることから、各学校の地域特性を踏まえて取り組む安全教育の目標や教職員の研修計画など、学校安全に関する基本的な方針を明確にし、教職員のみならず保護者や地域住民と共有し、学校安全計画の内容について、協議への参画を要請したり、周知したりすることが必要である。

また、児童生徒等の安全を守るための取組が適切に行われるようにするためには、

計画（PLAN）－実施（DO）－評価（CHECK）－改善（ACTION）

のPDCAサイクルの中で、指導や訓練等計画に記載された事項の実施状況、ヒヤリハットや日々の活動を通して得られた情報等を基に、内容や手段及び学校内の取組体制が適切であったか、地域との連携が適切に進められていたかなど、定期的に取組状況を振り返り、点検し、次の対策につなげていくことが必要である。

【 PDCAサイクル 】



第3節 危機管理マニュアルの作成

学校保健安全法第29条（資料P174）において、学校は「危機管理マニュアル」を作成するものとされている。

危機管理マニュアルは、学校安全計画を踏まえて、危機管理を具体的に実行するための必要事項や手順等を示したものであり、学校管理下で危険等が発生した際、教職員が円滑かつ確かな対応を図るために作成するものである。このため、教職員の役割等を明確にし、児童生徒等の安全を確保する体制を確立するために必要な事項を全教職員が共通に理解することが必要である。また、新年度のできる限り早期に、全教職員が危機管理マニュアルにおける必要な事項を共通に理解しておくことが必要である。また、作成した後も、訓練等の結果を踏まえた検証・見直しを実施することが必要である。併せて、学校のみならず保護者や地域、関係機関に周知し、地域全体で安全確保のための体制整備を行うことが重要である。

危機管理マニュアルは、各学校の実情を踏まえて作成する。また、学校は、一度作成した後もPDC Aサイクルの中で、訓練、評価、改善を繰り返し行っていくことが必要であるが、自校を取り巻く安全上の課題やその対策を検証し、危機管理マニュアルを見直すだけでなく、全国各地において発生する様々な事故等を踏まえ、適宜検証・改善を行っていくことも必要である。その際、独立行政法人日本スポーツ振興センターの提供する学校事故に関する情報や外部専門家等の助言、実際の訓練の結果を活用・反映するなどして、より実証的なものにしていくことが重要である。

なお、危機管理マニュアルの作成にあたっては、「学校の危機管理マニュアル作成の手引（文部科学省）」を参考にすること。

1 危機管理マニュアル作成にあたってのポイント

作成にあたってのポイント

- 各学校の実情に応じて想定される危険を明確にし、危険等発生時に児童生徒等の生命や身体を守るための具体的な対応について検討する。
 - ※ 学校の立地等によっては、様々な法令により、避難訓練の実施や避難確保計画等の策定が義務付けられる場合があり、各法令等で必要とされている事項を危機管理マニュアルに反映させることが必要。また、教育委員会を通じて担当部局とよく相談し、避難確保計画に代えて危機管理マニュアルを活用したり、避難確保計画と危機管理マニュアルを十分に関連付けたりするなど、工夫して対応する。
- 事前・発生時・事後の三段階の危機管理を想定して危機管理マニュアルを作成し、安全管理と安全教育の両面から取組を行う。
 - ※ 危機管理マニュアルは、危機管理の三つの段階に応じて対応が必要な事項を具体的に検討し、作成する。
 - ※ 事故等の発生時は、行動中にマニュアルを見る時間的余裕はないことから、役割分担や対応の優先順位を考え、単純で分かりやすいマニュアルにしておくことが重要である。

※ 事後の危機管理においては、発生原因の究明や従来の安全対策の検証に加えて、児童生徒等に対する心のケアや保護者への十分な説明、再発防止等の取組が求められる。

○全ての教職員の役割分担を明確にし、共通理解を図る。

○家庭・地域・関係機関と連携して児童生徒等の安全を確保する体制を整備するとともに、協働して危機管理マニュアルの作成や避難訓練等を行う。

2 危機管理マニュアル見直しの考え方・手順

見直し・改善のポイント

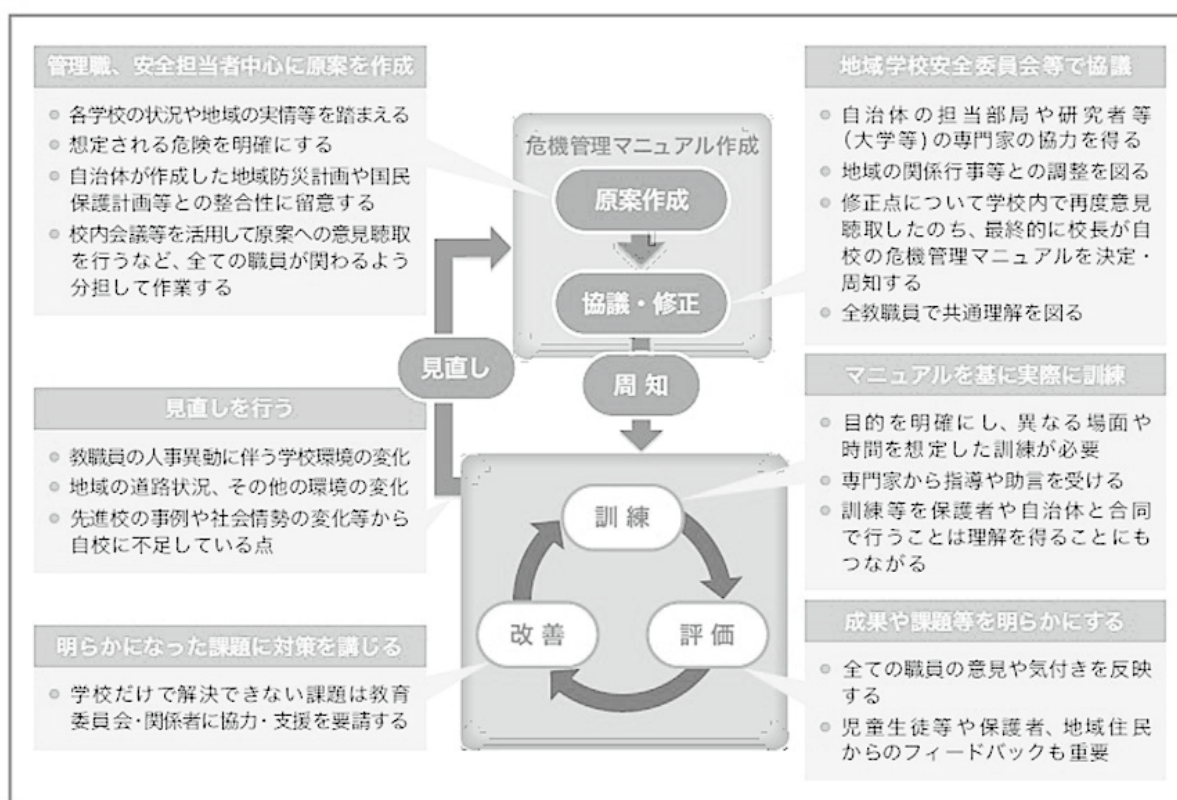
○人事異動等による分担や組織の変更はないか。

○施設・設備や通学路、児童生徒等の状況に変化はないか。

○地域や関係機関との連携に変更はないか。

○防災避難訓練、研修会等の図上訓練（卓上訓練）で、問題点や課題の発見はなかったか。

○他校の事例や社会情勢の変化等から、自校に不足している項目はないか。



（出典：「学校の危機管理マニュアル作成の手引（文部科学省）」）

第4節 安全教育

1 安全教育の目標

学校における安全教育の目標は、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるよう、安全に関する資質・能力を育成することである。具体的には以下の3つの資質・能力が挙げられる。

- (1) 様々な自然災害や事件・事故等の危険性、安全で安心な社会づくりの意義を理解し、安全な生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。(知識・技能)
- (2) 自らの安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること。(思考力・判断力・表現力等)
- (3) 安全に関する様々な課題に関心をもち、主体的に自他の安全な生活を実現しようとしたり、安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること。(学びに向かう力・人間性等)

2 各段階における安全教育の重点

(1) 幼稚園 資料 P156・P175

日常生活の場面で、危険な場所、危険な遊び方などが分かり、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付けることができるようにする。

また、災害時などの行動の仕方については、教職員や保護者の指示に従い行動できるようにするとともに、危険な状態を発見したときには教職員や保護者など近くの人に伝えることができるようにする。

(2) 小学校 資料 P158・P176

安全に行動することの大切さや、「生活安全」「交通安全」「災害安全」に関する様々な危険の要因や事故等の防止について理解し、日常生活における安全の状況を判断し進んで安全な行動ができるようにするとともに、周りの人の安全にも配慮できるようにする。また、簡単な応急手当ができるようにする。

(3) 中学校 資料 P160・P178

地域の安全上の課題を踏まえ、交通事故や犯罪等の実情、災害発生のメカニズムの基礎や様々な地域の災害事例、日常の備えや災害時の助け合いの大切さを理解し、日常生活における危険を予測し自他の安全のために主体的に行動できるようにするとともに、地域の安全にも貢献できるようにする。また、心肺蘇生等の応急手当ができるようにする。

(4) 高等学校 **資料 P162・P182**

安全で安心な社会づくりの意義や、地域の自然環境の特色と自然災害の種類、過去に生じた規模や頻度等、我が国の様々な安全上の課題を理解し、自他の安全状況を適切に評価し安全な生活を実現するために適切に意思決定し行動できるようにするとともに、地域社会の一員として自らの責任ある行動や地域の安全活動への積極的な参加等、安全で安心な社会づくりに貢献できるようにする。

(5) 特別支援学校及び特別支援学級 **資料 P164・P184**

児童生徒等の障害の状態や特性及び発達の種類等、さらに地域の実態等に応じて、安全に関する資質・能力を育成することを目指す。

3 教育課程における安全教育**(1) 幼稚園** **資料 P156・P175**

幼稚園教育要領（平成29年文部科学省告示第62号）の領域「健康」では、「健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。」とし、「健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。」ことがねらいとして示されている。その内容としては、「危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。」こと、内容の取扱いにおいては「安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して安全についての構えを身に付け、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、避難訓練などを通して、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにすること。」が挙げられている。

(2) 小学校 **資料 P158・P176**

小学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第63号）総則第1の2の（3）において、「学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。」と規定しており、その趣旨を受け、安全に関する指導は、教科等横断的な視点で学校における教育活動全体を通じて行われなければならない。

(3) 中学校 **資料 P160・P178**

中学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第64号）総則第1の2（3）において、「学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、技術・家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。」と規定しており、その趣旨を受け、安全に関する指導は、小学校と同様に、教科等横断的な視点で学校における教育活動全体を通じて行われなければならない。

(4) 高等学校 **資料 P162・P182**

高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）総則第1款の2（3）において、「学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科・科目及び総合的な探求の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。」と規定しており、その趣旨を受け、安全に関する指導は、小学校・中学校と同様に、教科等横断的な視点で学校における教育活動全体を通じて行われなければならない。

(5) 特別支援学校 **資料 P164・P184****① 幼稚部**

特別支援学校幼稚部教育要領（平成29年文部科学省告示第72号）において、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿として、健康な心と体「幼稚部における生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる」こととしている。

② 小学部・中学部

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年文部科学省告示第73号）総則第2節の2（3）において「学校における体育・健康に関する指導を、児童又は生徒の発達段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における

食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、小学部の体育科や家庭科（知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校においては生活科）、中学部の保健体育科や技術・家庭科（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては職業・家庭科）及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び自立活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。」と規定しており、その趣旨を踏まえ、安全に関する指導は教科等横断的な視点で学校の教育活動全体を通じて行われなければならない。

特別支援学校独自の教科における指導としては、知的障害者である児童生徒等に対する教育を行う特別支援学校小学部の生活科において、1段階「身の回りの安全に気付き、教師と一緒に安全な生活に取り組もうとすること。」「安全に関わる初歩的な知識や技能を身に付けること。」、2段階「身近な生活の安全に関心をもち、教師の援助を求めながら、安全な生活に取り組もうとすること。」「安全や防災に関わる基礎的な知識や技能を身に付けること。」、3段階「日常生活の安全や防災に関心をもち、安全な生活をするよう心掛けること。」「安全や防災に関わる知識や技能を身に付けること。」が示されている。

実際の指導では、「危険防止」や「交通安全」「避難訓練」などを取り扱い、「危険防止」については、危ないことや危険な場所について知るとともに、場所や状況に応じて、自分自身を守れるように適切な行動をとること、道具の正しい使い方を知ることなどが指導内容となる。指導に当たっては、日常の実際の生活の中で、危険な場所や状況に近付かないことや回避することなどをきめ細かく指導することが大切である。「交通安全」については、安全に気を付けながら道路を横断すること、信号や標識の意味を知って守ることなどが指導内容となる。指導に当たっては、交通安全は日常の社会生活を送る上での基本的な事項であり、直接、生命に関わることであるため、児童の実態を的確に把握し、登下校の場だけでなく、その状況に合わせて指導する必要がある。そのほか、避難訓練の重要性を知るとともに、教師等の指示に従って避難することなどを身に付けて、災害時に適切な行動ができるようにすることなども取り扱う必要がある。

4 安全教育の進め方

(1) 安全教育の基本的な進め方

① 学校教育活動全体を通じた計画的な指導

学校における安全教育は、学校の教育活動全体を通じて行われるものであり、体育科・保健体育科、技術・家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うものである。

安全教育の目標を実現するため、各学校で児童生徒等に育成を目指す資質・能力等の基本的な方針を明らかにし、様々な機会における指導を密接に関連付けながら学校安全計画に位置付け、教職員の共通理解を図るとともに、地域の関係機関・団体等を含めた協力体制を整備し、意図的、計画的に推進する必要がある。

なお、随時、随所の指導が必要になることも少なくなく、朝の会、帰りの会などの短時間での指導や休み時間などその場における指導及び個に応じた指導にも配慮し、計画的な指導と関連付けることも大切である。

また、安全教育の効果を高めるためには、危険予測の演習、視聴覚教材や資料の活用、地域や校内の安全マップづくり、学外の専門家による指導、避難訓練や応急手当のような実習、誘拐や傷害などの犯罪から身を守るためにロールプレイングを導入することなど、様々な手法を適宜取り入れ、児童生徒等が安全上の課題について、自ら考え主体的な行動につながるような工夫が必要である。さらに、校内における安全教育と家庭や地域社会における活動等との関連も欠くことができないものである。

② 安全教育と安全管理との関連

安全教育と安全管理は、密接に関連させて進めていく必要がある。日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるよう、安全に関する資質・能力を育成することを目指すが、個人の行動だけでは十分な安全を確保することは困難である。例えば、生活安全について考えるならば、学校内の施設・設備の安全点検と事後措置とを関連させた生活や行動に関する指導を関連付けて進めることは日常生活での事故を減らす上で欠かすことができない。また、特に低学年においては、安全についてのきまり・約束事を設定することは、個人の思考・判断を補う上で効果的である。すなわち、安全管理で身に付けた力を活用することによって、より安全な環境づくりを推進していくとともに、安全教育で身に付けた力を活用することによって児童生徒等自身が安全な行動を実践していくことで、学校安全の効果をより一層高めることが可能となる。

なお、安全教育と安全管理が関連する内容としては、次のような例が考えられる。

- ア 安全点検結果に基づく安全管理の評価は、その学校の安全管理及び児童生徒等の安全行動の実態を表していることから、安全教育の重要な資料として具体的に活用できる。
- イ 継続して行う安全管理の評価は、安全教育の成果を表しているという側面もあり、適切な安全教育が行われることが安全管理の成果をより一層高めていくことになる。
- ウ 日常の指導では、学校生活の安全管理として把握した児童生徒等の安全に関して望ましくない行動を取り上げ、適切な行動や実践の方法について考え、進んで安全な行動が実践できる資質・能力を培うことができる。

(2) 各教科等における指導

資料 P156～168・P175～186

安全に関する指導については、体育科・保健体育科、技術・家庭科及び特別活動の時間のもとより、各教科、道徳科及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとしている。特に、様々な自然災害の発生や、情報化やグローバル化等の社会の変化に伴い児童生徒等を取り巻く安全に関する環境も変化していることから、身の回りの生活の安全、交通安全、防災に関する指導や、情報技術の進展に伴う新たな事件・事故防止、国民保護等の非常時の対応等の新たな安全上の課題に関する指導を一層重視し、安全に関する情報を正しく判断し、安全のための行動に結び付けるようにすることが重要であるとしている。その際、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（「カリキュラム・マネジメント」）に努めることが重要である。

特に、事故等の原因や防止の仕方、事故発生時の応急手当の方法に関する理解や、危険予測と回避の方法については、体育科・保健体育科において計画的に実施されることが必要である。また、他の教科等においても、その特性に応じて、生活安全・交通安全・災害安全に関する指導を行う。

(3) 特別活動における指導

特別活動は、「集団や社会の形成者としての見方・考え方」を働かせながら「様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決する」ことを通して、資質・能力を育むことを目指す教育活動である。

特別活動の各活動・学校行事は、一人一人の児童生徒等の学級（ホームルーム）や学校の生活の向上・充実に向け、諸問題への対応や課題解決の仕方などを自主的、実践的に学ぶ活動内容によって構成されている。

特別活動では、各教科等で育成した資質・能力を、集団や自己の生活上の課題の解決に向けた実践の中で活用することにより、実生活や実社会で活用できるものにする役割を果たすものである。例えば「防災」に関しては、社会科で地域の地形の特徴や過去の自然災害について学び、理科で自然災害につながる自然の事物・現象の働きや規則性などを学んだりしたことを生かしながら災害に対してどのように身を守ったらよいか、実際に訓練しながら学

ぶ。こうしたことを通して、各教科等で学んだ知識や技能などの資質・能力が、実生活において活用可能なものとなっていく。安全教育についても、各教科等の特質に応じて育まれた資質・能力を、実践的な集団活動を通して、統合的で汎用的な力に変え、実生活や実社会で活用できるようにすることが求められる。

①学級（ホームルーム活動）における安全に関する指導

学級活動（ホームルーム活動）は、生活や学習に共に取り組む同年齢の児童生徒で構成される集団である「学級（ホームルーム）」で行われる活動である。学級（ホームルーム）生活の充実と向上に向けて、生活上の問題を見付け、その解決のために話し合い、合意形成したことを協働して実践したり、個々の児童生徒が直面する諸課題などについて自己を深く見詰め、意思決定したことを実践したりすることを自主的、実践的に取り組む活動を通して、現在及び将来の自己と集団との関わりを理解し、健全な生活や社会づくりの実践力を高めるものである。

（小学校）

小学校においては、学級・学校生活における安全に関する問題に自ら気づき、必要な情報を進んで収集し、よりよい解決方法を考えて、安全を保持増進するための的確な意思決定や行動選択を行うなどの活動が中心となる。

こうした活動において育成を目指す資質・能力については、例えば、防災を含め、日常及び災害時の安全確保には正しい知識が大切であることを理解することなどが考えられる。

安全に関する指導としては、防犯を含めた身の回りの安全、交通安全、防災など、自分や他の生命を尊重し、危険を予測し、事前に備えるなど日常生活を安全に保つために必要な事柄を理解する内容が挙げられるほか、進んでいきまりを守り、危険を回避し、安全に行動できる能力や態度を育成するなどの内容が考えられる。

なお、安全に関する指導については、関係団体や外部講師等の協力を得て実施される健康教室、防災教室、交通安全教室、避難訓練などの学校行事と関連付けて指導を行うことが重要である。また、防犯や交通安全、防災の指導を行うに当たっては、保護者や地域と連携するなどして作成した安全マップを活用するなど、日常生活で具体的な実践ができるよう工夫することが大切である。

（中学校）

中学校においては、安全に関する問題を把握し、必要な情報を適切に収集し、課題解決や安全の保持増進に向けた意思決定とそれに基づく実践などの活動が中心となる。

こうした活動において育成を目指す資質・能力としては、例えば、日常及び災害時の安全確保に向けた正しい情報の収集と理解ができるようになることや安全に配慮した的確な行動がとれるようになること、状況に応じて自他の安全を確保する態度を育てることな

どが考えられる。

具体的な活動の工夫としては、防犯を含めた生活安全や自転車運転時の交通安全に関すること、種々の災害時の安全に関すること等の題材を設定し、事故の発生状況や危険箇所の調査結果を基にした話合い、危険を感じた体験に基づく感想や発表、安全マップの作成、実技を通じた学習、ロールプレイングなど様々な方法に活動が考えられる。防災に関しては地域の地理、自然の特性など地域に関して教科等横断的に学ぶ中でその意識を高めていくこと、安全に関しては、日常生活に潜む様々な危険を予測したり、問題解決の方法を話し合ったりすることで、安全に保つために必要な事柄への理解を深める活動が考えられる。

なお、安全に関する指導については、小学校と同様、保護者や地域の理解と協力を得ながら実施することが重要である。

(高等学校)

高等学校においては、中学校と同様に、安全に関する問題を把握し、必要な情報を適切に収集し、課題解決や安全の保持増進に向けた意思決定とそれに基づく実践などの活動が中心となる。

こうした活動において育成を目指す資質・能力としては、日常及び災害時の安全確保に向けた正しい情報の収集と理解ができるようになることや安全に配慮した的確な行動がとれるようになること、状況に応じて自他の安全を確保する態度を育てることなどが考えられる。

具体的な活動の工夫としては、中学校において記載した指導上の工夫に加え、地域の安全や防災に関わる活動において、既に高校生が力を発揮している事例を取り上げることも有効である。

なお、安全に関する指導については、小・中学校と同様、保護者や地域の理解と協力を得ながら実施することが重要である。

②学校行事における安全に関する指導 資料 P169~P171

学校行事は、全校又は学年（高等学校においては全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団）を単位として行うものである。学校行事における様々な体験は、児童生徒等の心を育て、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を育む機会になるとともに、学級（ホームルーム）集団はもとより学年や全校の集団を育成し、よりよい人間関係を形成する上で効果的な場である。

学校行事は、（１）儀式的行事、（２）文化的行事、（３）健康安全・体育的行事、（４）遠足・集団宿泊的行事、（中・高等学校においては「旅行・集団宿泊的行事」）（５）勤労生産・奉仕的行事から構成されており、全ての学年においてこの５つの種類の学校行事を行うものとしている。

このうち、（３）健康安全・体育的行事については、学習指導要領において、「心身の

健全な発達や健康の保持増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するようにすること」と示されている。

小・中・高等学校において行われる健康安全・体育的行事における安全に関する指導としては、交通安全教室、避難訓練や防災訓練、防犯等の安全に関する訓練等が考えられる。

事件や事故、災害等の非常時から身を守ることなどについてその意義を理解し、必要な行動の仕方などを身に付ける等の資質・能力の育成を目指すため、健康安全・体育的行事における安全に関する指導においては、下記のような点に留意しつつ、家庭や地域との結び付きの強いもの、他校や他機関との関連において実施するものなどの機会を通して、相互の理解や連携を促進することはもとより、積極的に改善を図るなど、学校行事として、また児童生徒の集団活動としての教育的価値を高めるようにすることが重要である。

(小学校)

避難訓練など安全や防災に関する学校行事については、表面的、形式的な指導に終わることなく、具体的な場面を想定するなど適切に行うことが必要である。特に、交通安全指導や防犯指導については、学年当初より日常の安全な登下校ができるよう継続して適切な指導を行うようにする。さらに、遠足・集団宿泊的行事における宿泊施設等からの避難の仕方や地理的条件を考慮した安全の確保などについて適宜指導しておくことも大切である。

地域の環境や地形、自然災害等に応じた避難訓練や地域住民と共同して実施する防災訓練などは、特に重視して行うようにする。

(中学校)

自転車運転時などの交通規則を理解させ、事故防止に対する知識や態度を体得させるとともに、自然災害や犯罪などの非常事態に際し、沈着、冷静、迅速、的確に判断して対処する能力を養い、自他の安全を確保することのできる能力を身に付けること。また、防犯や情報への適切な対処や行動について理解させ、正しく判断し行動できる態度を身に付けさせること。

(高等学校)

最近の事故の実態、交通規則などを理解させ、事故防止に対する知識や態度を体得させるとともに、自然災害や犯罪などの緊急事態に際し、沈着、冷静、迅速、的確に判断して対処する能力を養い、自他の安全を確保することのできる能力を身に付けさせること。また、防犯や情報への適切な対処や行動について理解させ、正しく判断し行動できる態度を身に付けさせること。

③児童（生徒）会活動における安全に関する指導

児童（生徒）会活動は、異年齢の児童生徒同士で協力し、学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて、計画を立て役割を分担し、協力して運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、特別活動の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指すものである。児童（生徒）会活動において、安全に関わる内容を取り扱う場合、教師の適切な指導の下、児童生徒の自発的、自治的な活動によって、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の諸問題を解決しながら、学校生活の改善・充実を図る活動が考えられる。具体的には、例えば、委員会や代表委員会において、児童生徒が学校の実態に即し、廊下歩行など、児童生徒が学校生活の中で当面している安全に関する問題を取り上げて話し合い、学校生活の向上につなげ、児童生徒の安全意識や実践意識を高めることが考えられる。

安全に関する問題を取り上げて話し合い、解決する活動においては、単に安全に対するきまりや禁止事項をつくることにならないように配慮する必要がある。問題の現状と原因の把握、問題解決のための方法、実践化を促す活動などについて話し合い、児童生徒が自主的に安全で楽しい学校生活を創造することができるような指導を行うことが大切である。

また、ボランティア活動や地域の人々との交流など社会貢献や社会参画に関する行動は、児童生徒が地域や社会の一員であるということの自覚と役割意識を高め、社会の中で共に生きる豊かな人間性を育むとともに、自己実現を図る上で大切な活動である。防災や交通安全などの地域ボランティアに参加することで、自らの安全だけでなく地域社会の安全に視野を広げ、地域や社会の形成者として、地域や社会生活をよりよくしようとする態度を育むことができる。

（4）日常の学校生活における安全に関する指導

これまで述べてきた教科や特別活動等における安全に関する指導のほかにも「朝の会」「帰りの会」「ショートホームルーム」「休み時間」等の日常の学校生活における指導も考えられる。学級活動（ホームルーム活動）における指導とは異なるが、1単位時間の指導内容や学校行事等の指導内容を補充、発展させる側面があることから、それらの指導と関連させて進めるように配慮する。

①「朝の会」「帰りの会」「ショートホームルーム」等の指導

「朝の会」「帰りの会」「ショートホームルーム」の時間を活用した安全に関する指導では、次の点に配慮して進めることが望まれる。

ア 児童生徒等の安全に対する意識を喚起するように題材の提示や表現の仕方を工夫する。

イ 1単位時間の学級活動の内容や日常の学校生活における指導との関連を図るよう工夫する。

ウ 学校行事等における指導内容との関連に配慮する。

エ 児童生徒等の日常生活において安全な行動が実践されているかを評価し、その後の指導に生かすよう工夫する。

②休み時間等の指導

休み時間等を活用した安全に関する指導では、次の点に配慮して進めることが望まれる。

ア 児童生徒等の問題となる行動そのものについて、その場その場で改善するよう指導する。

イ 児童生徒等の安全に関して望ましくない行動を取り上げ、適切な行動や実践の方法について考えさせる。

③安全に関する個別指導の配慮

児童生徒等において、多動と注意力不足等がみられる場合には、その実態をよく把握するとともに、個別の児童計画を作成し安全上の指導が必要である。特別支援学級や通級による指導を受ける障害のある児童生徒等とともに、通常の学級にもLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症等の発達障害のある児童生徒等が在籍していることがあり、これらの児童生徒等に対する安全に関する個別指導では、次の点に配慮して進めることが望まれる。

ア 障害のある児童生徒等の指導に当たっては、特別支援学校や医療、福祉などの関係機関の助言や援助を活用する。

イ 個々の児童生徒等の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。

（5）幼稚園における安全に関する指導

幼稚園においては、安定した情緒の下で、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開される必要がある。特に、幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての安全指導を中心とし、幼稚園教育のねらいが総合的に達成されるようにすることが大切である。したがって、幼稚園における安全に関する指導は、遊びや園生活を通して、幼児一人一人の実態に即して日常的、重点的に行われるものである。具体的には、幼児が自分で状況に応じ機敏に体を動かし、危険を回避するようになるためには、日常の生活の中で十分に体を動かし遊ぶことを通して、危険な場所、事物、状況などが分かり、そのときにとるべき最善の行動について体験を通して学び取っていくことが大切である。

また、交通安全の習慣を身に付けるために、日常の生活を通して、交通上のきまりに関心をもたせるとともに、家庭と連携を図りながら適切な指導を具体的な体験を通して繰り返す必要がある。さらに、災害時の行動の仕方や不審者との遭遇など様々な犯罪から

身を守る対処の仕方を身に付けるためには、幼児の発達の実情に応じて、基本的な対処の方法を確実に伝えるとともに、家庭、地域社会、関係機関とも連携して幼児の安全を図る必要がある。特に、火災や地震を想定した避難訓練は、学校安全計画の中に位置付け、災害時には教職員の適切な指示に従い、一人一人が落ち着いた行動がとれるようにすることが重要である。なお、日頃から安全に関する実施体制の整備が大切であり、危機管理マニュアルなどを作成しておくことが必要である。

第5節 安全管理

1 安全管理の目的

学校における安全管理の目的

児童生徒等の安全を確保するための環境を整えること、すなわち、事故の要因となる学校環境や児童生徒等の学校生活における行動等の危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、万が一、事故等が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図るようにすること。

安全管理には、全ての学校種や児童生徒等に共通して行われる点も少なくないが、立地を含む学校環境や児童生徒等の状況などは大きく異なる点もあるため、それぞれの学校の実情に応じた管理も不可欠である。例えば、学校環境については、学校種や教育活動の重点等による施設や設備の違いが挙げられる。児童生徒等の特性としては、年齢や個人により、心身の発育・発達の状態、行動、障害の種類や程度などが異なることが挙げられる。同じ環境であっても、その危険性は個人によって同一でないことに十分留意することが必要である。

また、安全教育又は安全管理どちらか一方のみでは、児童生徒等の安全確保の実現は難しく、安全教育と安全管理が一体的な活動を展開することによって、初めて学校における安全が確保できるものである。安全管理における環境整備等は、児童生徒等がより安全な行動を意思決定したり、行動選択したりすることを促すことにもつながる。さらに、安全管理を行う主体は、原則として校長をはじめとする教職員であるが、できる限り、児童生徒等や保護者、地域、関係機関等が安全管理に適宜参加することにより、教職員以外の立場ならではの視点や協力により安全管理の取組が充実する面もある。

このため、学校安全計画で一体的に安全教育と安全管理を年間の計画に基づいて計画的に実施することが重要である。

【参考】独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（第5条2）

「学校の管理下における災害の範囲」

- 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合

例

- ・各教科（科目）、道徳、自立活動、総合的な学習の時間、幼稚園における保育中
- ・特別活動中（学級活動、ホームルーム、児童・生徒会活動、クラブ活動、儀式、学芸会、運動会、遠足、修学旅行、大掃除）

- 学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合

例

- ・部活動、林間学校、臨海学校、夏休み中の水泳指導、生徒指導、進路指導

- 休憩時間中に学校にある場合、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合

例

- ・始業前、業間休み、昼休み、放課後

- 通常の経路及び方法により通学する場合

例

- ・登校（登園）中、下校（降園）中

- その他、これらの場合に準ずる場合（文部科学省令で定める場合）

例

- ・学校の寄宿舎にあるとき
- ・学校外で授業等が行われるとき、その場所、集合・解散場所と住居・寄宿舎との間の合理的な経路、方法による往復中
- ・高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、学校教育法の規定により技能教育のための施設で教育を受けているとき

2 学校環境の安全管理

学校環境の安全管理の方法としては、安全点検の実施と改善措置が考えられる。

（1）安全点検の種類と対象

資料 P172～P174

安全点検の対象や内容は多岐にわたる。また、安全点検の対象である学校環境は、常に同じ状態にあるわけではなく、季節あるいは時間、自然災害等により劇的に変化するものである。そのため、安全点検を継続的かつ計画的に行わなければ、環境や行動における重大な危険は見過ごされる可能性がある。安全点検の確実な実施を促すために、実施方法について法的に定められている。**学校保健安全法施行規則**（以下「規則」という。）に基づく安全点検は、定期的、臨時的、日常的に例えば次表のように行うこととされている。

安全点検の種類	時期・方法等	対象	法的根拠等
定期の安全点検	毎学期1回以上 ・計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒等が使用する施設・設備及び防火、防災、防犯に関する設備などについて	毎学期1回以上、幼児、児童、生徒又は学生が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない （規則28条第1項）

	毎月1回 ・計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒等が多く使用すると思われる校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、ベランダ、階段、便所、手洗い場、給食室、屋上など	明確な規定はないが、各学校の実情に応じて、上記規則に準じて行われる例が多い
臨時の安全点検	必要があるとき ・運動会や体育祭、学芸会や文化祭、展覧会などの学校行事の前後 ・暴風雨、地震、近隣の火災などの災害時 ・近隣で危害のおそれのある犯罪（侵入や放火など）の発生時など	必要に応じて点検項目を設定	必要があるときは、臨時に、安全点検を行う (規則28条第2項)
日常の安全点検	毎授業日ごと	児童生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所について	設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない (規則29条)

定期の安全点検では、対象が多岐にわたるので、点検の質を確保するためには、教職員全員により、組織的かつ計画的に行われなければならない。 日常の安全点検は、児童生徒等の学習活動や学校生活に伴って、常に行われる必要がある。 また、臨時の安全点検については、改修により施設及び設備の状況が変化した場合や突発的に必要となる場合もあるので、実施すべき状況やその方法等について事前に検討しておく必要がある。

(2) 安全点検の方法

安全点検の実施計画では、対象や種類別の安全点検表及び項目ごとの観点や分担を明らかにした実施要領を作成し、全教職員の共通理解を図って実施する必要がある。 個々の点検は、目視・打音・振動・負荷・作動等により行われるが、対象や項目に応じて、複数の方法を組み合わせることとなる。

目視による点検	地面の凹凸や、ゆがみ、亀裂、ささくれ、金具・鎖等の摩耗、器械等の作動、外柵の破損等を様々な角度から <u>注視して点検する。</u>
打音による点検	<u>ハンマー等で叩いて、ぐらつき、損傷、腐食等がないかを点検する。</u>
<u>振動・負荷・作動等による点検</u>	揺り動かす、ぶら下がる、押す、引く、捻る、実際に動かしてみる等、 <u>負荷を加えて点検する。</u>
専門家による点検	遊具や固定施設の構造上、確認しにくい破損、老朽化、金属疲労、腐食、亀裂等の状態等について、 <u>定期的又は臨時に点検を依頼する。</u>

(3) 安全点検の留意事項

①点検表の工夫

安全点検表の作成に当たっては、その対象となる場所ごとに、点検の観点、点検の方法、判定結果、不良箇所とその程度、改善措置の状況などを記録できるようにする。

また、安全点検や記録の方法を評価し、必要に応じて改善することが必要である。

②安全点検の体制

対象や項目によっては、構造上の複雑さや表面の塗装等により、学校の教職員では金属疲労・腐食・亀裂等の状態を正確に把握できない場合もある。判断が難しく、点検の信頼性が疑われる場合には、定期的安全点検だけでなく臨時に専門家による点検を行う必要がある。

③安全点検後の改善措置

学校環境の安全の確保については、

学校保健安全法第28条

「校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認められた場合は、遅延なく、その改善を図るための必要な措置を講じ、又は、当該措置を講じることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。」

と規定されている。

学校内の施設及び設備の安全点検を実施し、児童生徒等の安全の確保に支障となる事項を認めた場合は、危険物の除去、施設・設備の修繕、危険箇所の明示、立入禁止や使用禁止又は使用場所の変更を行うなどの適切な措置を講じなければならない。大規模な改修を伴う場合など校長が対応できない事項については、学校の設置者に速やかに報告し、適切な措置の実現を図らなければならない。補修・改修履歴等の安全管理に関する情報を設置者と学校が共有する必要があり、人事異動の際にも引き継ぐことが重要である。

3 学校環境における安全管理の対象

対象や項目の設定では、学校種の違い、学校環境等や地域の実情を考慮する必要がある。対象や項目の例を次表に示すが、これらに限定することなく、追加・変更等を行うことが求められる。このとき、学校単独では対応できない部分も多いため、教育委員会と十分に連携しながら対応する必要がある。

(1) 校舎内等の安全管理

校舎内・園舎内の管理の対象としては、教室（保育室）、廊下、階段、トイレ、特別教室、体育館（遊戯室）等が考えられる。これらは、児童生徒等の学校生活の中で最も多く使用される場所であり、状態の変化には特に留意する。また、寮や寄宿舎については、校舎内等の安全管理に準じて行う。

教室（保育室）	<input type="checkbox"/> 床や腰板などの状態	<input type="checkbox"/> 釘、びょう等の危険の有無
	<input type="checkbox"/> 教室の窓枠	<input type="checkbox"/> 窓からの転落の危険性
	<input type="checkbox"/> 窓ガラスの破損の危険性	<input type="checkbox"/> 出入口の扉の危険性
	<input type="checkbox"/> 机、戸棚、その他の備品の配置	<input type="checkbox"/> 机、いすの破損の有無

廊下、階段、 昇降口、ベランダ	<input type="checkbox"/> 廊下の窓枠の破損の有無 <input type="checkbox"/> フェンスの危険の有無 <input type="checkbox"/> 廊下や階段、昇降口、ベランダ等に踏み台となるような物の有無 <input type="checkbox"/> 額等掲示物の固定不全
便所、水飲み場	<input type="checkbox"/> 周囲の危険物や昇降口との関係 <input type="checkbox"/> 水飲み場、洗口場、手洗い場等の床の状態（滑らないように）
屋上	【 常時児童生徒等が使用している場合 】 <input type="checkbox"/> 金網の高さ <input type="checkbox"/> 天窓の管理 <input type="checkbox"/> 床やフェンスなどの破損の有無 【 使用しない場合 】 <input type="checkbox"/> 屋上への出入口の施錠等
給食室	<input type="checkbox"/> 調理器具の保管状態 <input type="checkbox"/> ねずみや害虫等の駆除 <input type="checkbox"/> 防虫網の整備 <input type="checkbox"/> 刃物類の始末 <input type="checkbox"/> 火気の後始末や電気・ガス使用の管理 <input type="checkbox"/> 運送用のコンテナの取扱い
特別教室等	【 理科室、技術室、家庭科室、図画工作室等 】 <input type="checkbox"/> 薬品戸棚の管理 <input type="checkbox"/> 電源・ガスなどの安全装置 <input type="checkbox"/> 刃物類の管理 <input type="checkbox"/> 危険標識等の整備 <input type="checkbox"/> 実験用の危険薬品や保健室の薬品の管理
体育館（遊戯室）	<input type="checkbox"/> 床板や壁面の破損状況 <input type="checkbox"/> 電源等の安全 <input type="checkbox"/> 体育施設や体育用具の破損の有無 <input type="checkbox"/> 取付け口や固定口の破損の有無
校舎等の外壁	<input type="checkbox"/> 校舎・園舎の外壁の亀裂 <input type="checkbox"/> 表面仕上げ材の浮きによる剥落等の危険の有無

（2）校舎外等の安全管理

校舎外・園舎外の安全管理としては、運動場・園庭等、体育施設、運動用具等の倉庫、プール、足洗い場等が考えられる。これらの安全管理については、外部環境や一般の者との接点が多いものであることに留意する。なお、施設や器具・用具については、それ自体の安全管理だけでなく、使用法や扱い方も重要である。

運動場・園庭等	<input type="checkbox"/> 地面の勾配 <input type="checkbox"/> 凹凸の状態 <input type="checkbox"/> 排水の状態、危険物（ガラス、石、くぎ等）の除去 など
遊具、体育等の固定施設、移動施設	【 固定施設 】 <input type="checkbox"/> 遊具、鉄棒、野球場等のバックネットなどの破損の有無や周囲の状態、設置状態、砂場、掲揚塔などの塔の状態 【 移動施設 】 <input type="checkbox"/> サッカー、ハンドボールのゴール等の固定の状態、破損の有無等
運動用具倉庫 用具室	<input type="checkbox"/> 整理・整頓状況 <input type="checkbox"/> 施錠状況 <input type="checkbox"/> 用器具等の保管状態や取扱い <input type="checkbox"/> 児童生徒等の出入状況
プール	<input type="checkbox"/> 浄化・消毒装置やシャワー、洗眼器などの設備が設置目的に合った機能を果たしているか <input type="checkbox"/> プールの中に危険物や異物混入はないか <input type="checkbox"/> 排水口、プールサイドが安全な状態に保たれているか
足洗い場	<input type="checkbox"/> 周囲の危険物の有無 <input type="checkbox"/> 排水の状態 <input type="checkbox"/> 周囲が滑りやすくなっていないか など

4 通学路の安全管理 参照 P65

通学の安全管理は、児童生徒等の通学時における安全の確保を目的とするもので、通学路の設定とその安全確保及び通学の手段に対応した安全管理が主な対象となる。

(1) 通学路の設定

通学路の設定とその安全確保に当たっては、教育委員会・学校、保護者等は、警察やボランティア等からの情報提供や実際に通学路の状況を把握して、次表のとおり交通事情等、誘拐や傷害などの犯罪被害防止、土砂崩れや河川の氾濫など防災の観点について考慮し、関係者等と議論するなどして、可能な限り安全な通学路を設定する。

交通事情等を考慮する	<input type="checkbox"/> できるだけ歩車道の区別がある <input type="checkbox"/> 区別がない場合、交通量が少ない、幅員が児童生徒等の通行を確保できる <input type="checkbox"/> 遮断機のない無人踏切を避ける <input type="checkbox"/> 見通しの悪い危険箇所がない <input type="checkbox"/> 横断箇所に横断歩道、信号機が設置されたり、または、警察官等の誘導が行われたりしている
誘拐や傷害などの犯罪被害等を考慮する	<input type="checkbox"/> 不審者に遭遇しやすい危険箇所（入りやすく見えにくい場所）を避ける <input type="checkbox"/> 落書き、散乱ゴミ、放置自転車など管理が行き届いていない場所や、地域の関心が薄い場所を避ける

(2) 通学路の安全確保

学校は、児童生徒等が充実した学校生活を送るためにも、保護者や警察、道路管理者等の関係機関、地域の関係団体等との連携を図り、次表を参考に通学路の安全を確保することが重要である。

特に、通学路の交通安全を確保するためには、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者その他必要な者で構成される推進体制を確実に構築し、その下で地域ごとに策定された基本的方針(通学路交通安全プログラム)に基づく取組を実施することが重要である。

通学路の合同点検等の結果を踏まえ、学校においては、児童生徒等に対し、自らの交通ルール遵守はもちろんのこと、周囲の状況に注意して通行する必要があることを指導するとともに、保護者や地域ボランティア等が共通理解を図り、効果的な見守り活動が実施されるようにすること等が求められる。

<p>安全確保のための指導</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 児童生徒等一人一人の通学方法を把握し、危険な箇所については通学路の変更や安全確保のための指導を行う <input type="checkbox"/> 通学路の安全マップを作成し、要注意箇所や「子ども110番の家」等の緊急避難場所、緊急時の対処法の指導などを児童生徒等に周知する <input type="checkbox"/> 部活動等で下校時刻が遅くなる場合の下校の仕方を指導する <input type="checkbox"/> 集団登下校の方法や留意事項(道路事情、交通事情、規律ある行動等)について指導を行う <input type="checkbox"/> 安全教育を計画的に実施し、危険予測・回避能力を身に付けさせる
<p>家庭・地域・関係機関と連携した安全確保の対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 保護者や警察、道路管理者等の関係機関との情報交換、情報処理を円滑に行う体制を確立し、定期的に通学路の合同点検を行う <input type="checkbox"/> 通学路を表示する標識を適切な箇所に設置する <input type="checkbox"/> 場所や状況により交通規制を要請する <input type="checkbox"/> 特に危険な箇所では、警察官等による誘導や指示、交通安全や犯罪防止のために必要な設備等の設置を要請する <input type="checkbox"/> 障害物の放置、工事状況、催し物の実施等に関連して、通学路を点検し適切に対処する <input type="checkbox"/> 保護者・関係機関等との連携を円滑に行い、地域全体で児童生徒等の登下校を見守る体制を整備する <input type="checkbox"/> 自然災害発生時には、臨時休校、登下校時刻や通学順路の変更、保護者の同伴登下校、教職員の引率等を行い適切に対処する

(3) 通学的手段に応じた安全管理

通学手段（交通手段）に応じた安全管理では、次の事項に配慮する必要がある。

徒歩通学	<input type="checkbox"/> 悪天候時等の状況における安全確保の検討
自転車通学	<input type="checkbox"/> 通学における使用のきまりの遵守 <input type="checkbox"/> 自転車に関する道路交通法等の規則の遵守とマナーの徹底 <div style="text-align: right;">参照 P57～P61</div> <input type="checkbox"/> ヘルメット・雨具の着用（傘さし運転の禁止） <input type="checkbox"/> 車両点検、保険加入、防犯登録 <input type="checkbox"/> 駐車における管理、学校周辺や校門周辺での他の生徒との混雑緩和 <input type="checkbox"/> 歩行者、特に、高齢者、幼児、障害のある人たちへの配慮
バス・電車等による通学	<input type="checkbox"/> 乗降時や乗車中の行動、降車後の横断や移動等の注意 <input type="checkbox"/> 歩行者、特に、高齢者、幼児、障害のある人たちへの配慮
二輪車・自動車による通学	<input type="checkbox"/> 通学における使用のきまりの遵守 <input type="checkbox"/> 車両点検、保険加入 <input type="checkbox"/> 駐車における管理、学校周辺や校門周辺での他の生徒との混雑緩和 <input type="checkbox"/> 歩行者、特に、高齢者、幼児、障害のある人たちへの配慮 ※歩行者等に対する加害事故を起こしやすいことに留意する。 <div style="text-align: right;">参照 P59</div>

(4) 地域全体で見守る体制の整備等

登下校時の、交通事故や災害、不審者等から児童生徒等の大切な生命を守り、安全を確保するためには、集団登下校や保護者の同伴等による安全な登下校方策の策定、児童生徒等の登下校を地域全体で見守る体制の整備等を進める必要がある。

そのため、学校と保護者、教育委員会、警察や道路管理者、自治体の安全安心まちづくり担当部局等の関係機関、地域の関係団体等との間で、登下校の安全確保に関する情報を共有し、適切な役割分担の下で協力しつつ、学校周辺、通学路での安全を確保するなどの組織的な活動が必要である。

また、情報の収集・共有化を進めるため、迅速性・確実性に配慮し、学校、家庭、地域関係団体等が電子メール・SNS等を活用することや、ICT（情報通信技術）を活用した防犯の取組を検討すること等も登下校時の安全を確保するために有効である。

◆通学路安全点検表（例）

点 検 事 項		評 定
1	関係機関、保護者などとの協議によって選定（指定）されているか。	A B C
2	集団登校等、学校や地域の実態に応じた通学方法が選定されているか。	A B C
3	通学路の安全マップが作成されているか。	A B C
4	必要なスクールゾーンが検討・設置されているか。	A B C
5	必要な横断歩道や信号機・遮断機が設置されているか。	A B C
6	ガードレール・カーブミラーや標識などに破損等の不備はないか。	A B C
7	道路標示が薄れて見えにくくなっていないか。	A B C
8	橋梁の高欄の高さが十分か、また、隙間から落ちる危険性はないか。	A B C
9	側溝への転落の危険性や蓋の間に隙間・段差はないか。	A B C
10	歩行者用信号機の青時間の長さは短くないか。	A B C
11	児童等が安全に歩行できるように、車道と歩道の区別がされているか。	A B C
12	道路工事の箇所については、児童等の通学の安全が確保されているか。	A B C
13	横断歩道橋や通路の破損や不備はないか。	A B C
14	歩道上に危険物や放置自転車など通行の妨げとなるものはないか。	A B C
15	人通りが極端に少なく、寂しい箇所はないか。	A B C
16	地下道の照明の不備などがいないか。	A B C
17	通学路上の「こども110番の家」など地域の安全確保の取組が周知されているか。	A B C
18	雑草や植樹が通行の支障や周りからの死角となっていないか。	A B C
19	不審者出没の情報が学校に入るシステムが構築されており、通報と同時に対応・点検する体制がとれているか。	A B C
20	通学地域別に、通学・防犯についての指導が定期的に行われているか。	A B C
21	登下校時の子どもの安全確保のため、保護者や地域住民等のボランティアによる日常的な防犯パトロール等の協力を得ているか。	A B C
22	学校行事等により登下校が不規則になる場合には、前もって保護者や地域住民等のボランティアに連絡するなどの対策を講じているか。	A B C
23	定期的に点検を実施したり、必要に応じて随時点検を実施しているか。	A B C
24	点検により、好ましくない状況が発見された場合は、教育委員会への連絡、関係機関への要請等を行い、通学路の環境整備を行っているか。	A B C

評定の基準 A：良好 B：校内で要検討 C：関係機関へ問い合わせまたは要望

第6節 学校安全の評価

1 安全教育の評価

(1) 安全教育の評価の意義と内容

安全教育において評価を行うことは、安全教育の目標がどの程度達成されたか、その状況を知るとともに、教育内容や方法における問題点を明らかにし、よりよい教育内容・方法を作り上げていく上で非常に重要である。

カリキュラム・マネジメントの一環として、安全教育において児童生徒等の意義の変容などの教育課程の実施状況に関する各種データの把握・分析を通じて、安全教育に関する取組状況を把握・検証し、その結果を教育課程の改善につなげていくことが求められている。

安全教育の評価においては、事故の発生件数のみによって、その成果を測定しがちである。しかし、事故は危険な状況や行動の一部が結果として現れたものである。児童生徒等は、安全教育を通じて安全に関する望ましい資質・能力を身に付け、その行動の結果として事故等の発生が防止できる。したがって、安全教育の評価においては、多様な側面から評価を行うことが重要である。例えば、安全に関する知識・技能、態度等は、安全教育を評価する上で基本的かつ重要な内容である。また、児童生徒等の行動が事故防止に直接つながることが期待できる。これらは、現在の生活における安全行動を反映するとともに、将来の生活においても重要な意味をもつ。そして評価によって得られた情報は、今後の安全教育を改善する上で貴重な資料となる。

また、学校安全計画に盛り込まれたことが(1) 適切に実施されていたか、(2) 内容や方法が適切であったか、(3) 指導体制が確立していたか、(4) 日程や時間に問題がなかったか、(5) 活用した資料等の教材や講師等の人的資源は有効であったか、(6) 安全教育に関する活動の連携が図れていたかなどは学校安全計画の検証・改善の視点として非常に重要である。こうした視点をもって、児童生徒等の状況、事故等に関する客観的数値と実際の取組を合わせて検証し、次年度の計画を作成し必要な資源の確保を図ることが安全教育の質的向上の観点からも非常に重要である。

(2) 安全教育の評価の方法

安全教育を評価するための方法としては、質問紙法、面接法、観察法などが用いられる。また、ポートフォリオや作文、レポート、作品、話し合いなど多様な活動を評価の対象とすることもできる。質問紙法や面接法は、安全教育によって児童生徒等が身に付けた知識や態度を把握する上では最も一般的な方法である。しかし、質問の内容の妥当性・信頼性について検討する必要があり、また、回答は児童生徒等の主観的なものになりがちである。一方観察法は、特に児童生徒等の実際の行動等を調べる上で有効な方法である。また、質問紙調査が難しい年少者に対しても使用することが可能である。しかし、観察したときの行動が、その児童生徒等の行動全体を表しているかなどの問題点もある。このようにそれぞれの評価方

法には短所・長所があることを理解し、いくつかの方法を併用して、多面的・多角的な評価を進めていくことが必要である。

児童生徒等だけではなく、保護者への質問などから得られた情報も貴重である。安全教育の評価項目としては、生活安全・交通安全・災害安全それぞれに対して、次のような内容を挙げるができる。

1	日常生活における事故の現状、原因及び事故の防止について理解できたか。
2	現在及び将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく意志決定や行動選択ができるようになったか。
3	日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自主的に安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善できるようになったか。
4	自他の生命を尊重し、安全な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全に進んで参加・協力できるようになったか。

また、学校教育の評価とあわせ、指導計画についても見直していく必要がある。その際、評価を行う項目としては次のような内容が挙げられる。

1	全校的な指導体制が確立されているか、教職員間の連携が図れているか。
2	訓練等の日程や時間、実施回数は適切であるか。
3	安全管理との連携が図れているか。
4	児童生徒等の実態、地域の特性を反映しているか。
5	指導の内容や方法に問題はないか。
6	指導に必要な教材・教具、資料等が整備されているか。
7	保護者や地域諸機関の協力や理解が得られているか。

2 安全管理の評価

(1) 安全管理の評価の意義

安全管理は、現在有効に機能しているように見えても、児童生徒等の状況の変化や学校の置かれている環境の変化などの状況の変化等により潜在的な危険をはらみ、十分でない場合がある。

将来、安全管理の対象や項目が変わったり、安全上の新たな問題が生じたりすることにより、現在の方法を改善する必要がある場合がある。また、人事異動等により、教職員の安全管理に関する理解が低下することも考えられるため、安全管理に関する評価が必要となる。

安全管理の評価の意義は、安全管理の実態を把握することにより、安全管理の対象、観点・方法が、安全管理のねらいに合致しているか否かを検討し、より有効な安全管理のための改

善策を明らかにすることにある。なお、評価結果を教職員全員にフィードバックしたり、必要に応じて保護者、地域関係者及び児童生徒等にフィードバックし、その後の指導や管理に生かしたりすることは、安全管理へのより積極的な参画や、安全管理についての改善策の提案を促すことになるので、積極的に行うべきである。特に、施設・設備の活用状況や安全点検等についての評価は、具体的なチェックカードなどを作成し、結果を検討し速やかに対応することが重要である。

(2) 安全管理の評価の観点

評価の観点は、児童生徒等の生命や身体の安全を確保し、安心して生活できるようにするという立場から、できるだけ具体的にしておくことが必要である。次に、一般的な観点を示すが、それらを、学校や地域の実情に合わせて、より具体的で、より適切なものに工夫して設定することが望まれる。

なお、安全管理の総合的な評価としては、事故や災害の発生率や発生内容等も指標となる。

	評価の観点	評価の内容
1	安全管理計画の評価	○学校環境の安全管理に関する計画は適切であったか ○安全管理に関する実施要領、マニュアル等は適切に機能するように作成されていたか ○計画されたことが実行され、明確に記録されたか
2	安全点検の評価	○点検項目は適切であったか ○安全点検は計画的に実施され、必要な改善措置がなされたか ○全教職員の共通理解の下に実施されたか
3	事件・事故災害情報管理の評価	○事件・事故災害の情報収集、連絡体制は整えられていたか

3 安全管理の評価の方法

評価の方法は、その目的や対象・項目等に応じて、担当者や具体的方法を検証すべきである。評価の担当者は、項目への関わりを考慮し、教職員の中から適宜構成する。必要によっては、教職員全員が評価に関わることもある。

また、保護者、地域関係者及び児童生徒等の参加も、適宜検討されるべきである。安全管理評価の客観性、信頼性を高めるためには、計画的な評価、量的な評価、質的な評価、組織的な評価が必要である。具体的な方法の検討の際には、以下のような情報が有用である。

- ア 計画や実施要領、マニュアル等の内容、有効性等に関する、関係者や担当者からの意見
- イ 計画や実施要領、マニュアル等の内容の実施状況
- ウ 安全点検等の記録結果やそれらの収集結果
- エ 児童生徒等の行動等の実態や規則などの遵守状況
- オ 事件や事故・災害の発生状況

このほか、事前の安全管理の事項として、体制整備、教職員研修、避難訓練、などが挙げられる。